

新型コロナウイルス感染症

関連情報

(5月15日時点)

新型コロナウイルス感染症の関連情報をお届けします。
なお、掲載内容は、5月15日(金)時点の情報です。
最新情報はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に関する
予防・相談窓口は「救急メモ」でご
案内しています。
今月号は27ページをご覧ください。

感染症 予防

「3つの密」を
避けましょう

保健センター
(☎264・8292)

新型コロナウイルス感染症に 便乗した詐欺も

「ウイルスを除去できる
装置がある」など、新型
コロナウイルス感染症に
便乗した詐欺が報告され
ています。



詐欺に注意!

「ATMで還付金」は詐欺

警察官や金融機関・百貨店の職員などを装
い、キャッシュカードをだまし取ったり、す
り替えて盗み取る手口が増加しています。被
害に遭わないためにキャッシュカードは渡さ
ない、暗証番号は教えないようにしましょう。
また、市役所や金融機関の職員を装い「還
付金の手続がある」などとかたり、ATMを
操作させ銀行などの口
座から預金を送金させ
る手口の詐欺も増加し
ています。ATMで還
付金の手続きはできま
せん。



新型コロナウイルス感染症に伴う特 別金額給付金(1人当たり10万円の給付金)

また、新型コロナウイルス感染症に伴う特
別金額給付金(1人当たり10万円の給付金)
の申請を装う詐欺も懸念されています。
怪しい電話や訪問があったときは、迷わず
東区警察署☎269・0110へ相談しま
しょう。

☎危機管理防災課☎262・9052

新型コロナウイルス感染症関連

給付金や 免除・猶予など 市税等の

給付金、免除・猶予の共通事項

- 郵送申請先 〒356・8501 福岡1・1・1
- 申請書は申請先と市ホームページで配布します。
- 感染拡大防止のため、窓口対応時間の短縮を
目指しています。来庁前に、電話で申請の詳細など
をご確認ください。また、体調が優れない状態での来
庁はご遠慮ください。

子育て世帯への臨時特別給付金

☎子育て支援課 (☎262・9041)

児童手当(特例給付を除く)の
受給世帯へ、給付金を支給します。
対象 3月31日時点で市に住民登
録があり、4月分(3月分を含む)
の児童手当の支給がある人
対象児童 4月分(3月分を含む)
の児童手当の対象となる児童
給付額 対象児童1人当たり1万円
※給付は1回限り。
支給方法 6月15日(月)に児童手当
受給者の指定口座に振り込みます
申請方法 原則申請不要。ただし、
公務員は(1)就労先が交付する証
明書(2)申請書を郵送で提出する
申請先 子育て支援課

多数が集まる密集場所



人との距離を2メートル以上
取りましょう(ソーシャルディ
スタンス)。スーパールのレジな
どでは、前の人に近づきすぎな
いよう注意しましょう。

また、複数の人が集まる時に
は、隣の人と一つ飛ばしに座
る、互い違いに座るなども有効
です。屋外でも、人混みに近づ
くのは避けましょう。

間近で会話や発声をする 密接場所



大人数での会食のように、大
声にならざるを得ない催しは慎
みましょう。

対面での会話のときは、相手
との十分な距離を保ち、マスク
を着用し、また、エレベーター
や電車などでは、会話や携帯電
話での通話を慎みましょう。

市税等の徴収猶予

☎収税課 (☎262・9015)

新型コロナウイルス感染症の影響
により収入が減少した人は「特例
制度」において1年間、市税等の
徴収猶予を申請できます。

担保の提供は不要で、延滞金も
かかりません。

対象 次の全てに該当する納税者・
特別徴収義務者(個人・法人や
規模は不問)
①新型コロナウイルス感染症の影
響により、ことし2月以降の任
意の期間(1カ月以上)、事業な
どに係る収入が前年同期に比べて

おおむね20%以上減少している
②一時に納付(納入)すること
が困難(少なくとも向こう半年
間の事業資金を考慮に入れるな
ど、状況に配慮し適切に判断し
ます)

対象の市税等 ことし2月1日

来年1月31日が納期限の個人市
県民税、法人市民税、固定資産
税、軽自動車税、国民健康保険
税など

※対象の市税等のうち、既に納期
限が過ぎている未納の市税等(他
階)

の猶予を受けているものを含む)
も、さかのぼってこの特例を利用で
きます。
必要書類 (1)申請書
(2)収入や現預金の状況が分かる
資料(提出が難しい場合は口頭
でも可)

申請方法 6月30日(火)または納期限

(延長された場合は延長後の期
限)のいずれか遅い日までに、必
要書類を窓口か郵送で提出する
申請先 収税課(市役所本庁舎1
階)

介護保険料の減免

☎ 高齢福祉課 (TEL 262・9037)

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合、介護保険料の減免を申請できます。

対象 65歳以上の介護保険被保険者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する人

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った
- ②世帯の主たる生計維持者の給与収入や事業収入などの減少額が前年の10分の3以上で、かつ、減少することが見込まれる給与収入や事業収入以外の前年の所得の合計額が400万円以下

内容 対象① Ⅱ全額免除
対象② Ⅱ収入の減少割合や前年の所得金額に応じた割合で減免

必要書類 (1)本人確認書類
(2)減免申請書
(3)減少が見込まれる事業収入などに係る客観的な資料(帳簿、給料明細、預金通帳、医師の診断書など)

申請方法 必要書類を窓口か郵送で提出する

申請先 高齢福祉課(市役所本庁舎1階)

※減免の詳細は、今後変更になる場合もあります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険税(料)の減免

☎ 保険・年金課 (TEL 262・9039)

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、給与・事業収入などの減少が見込まれる場合、国民健康保険・後期高齢者医療保険料の減免を申請できます。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する世帯

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った
- ②世帯の主たる生計維持者の給与・事業収入などの減少額が前年の10分の3以上で、前年の合計所得金額が1000万円以下であり、減少が見込まれる収入などに係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下

内容 対象① Ⅱ全額免除
対象② Ⅱ収入の減少割合や前年の所得金額に応じた割合で減免

必要書類 (1)本人確認書類
(2)減免申請書

申請方法 必要書類を窓口か郵送で提出する

申請先 保険・年金課(市役所本庁舎1階)

※減免の詳細は、今後変更になる場合もあります。

国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金

☎ 保険・年金課 (TEL 262・9042)

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染またはそのおそれがあり就労できなかった人に、傷病手当金を支給します。支給を受けるには、申請が必要です。

対象 次の全てに該当する人

- ①国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者
- ②給与収入を受けている
- ③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱など感染の恐れがあり就労できない
- ④③の間、給与が支払われない

対象日 療養のため連続して3日仕事を休んだ後(有給休暇、公休日を含む)、4日目以降の仕事を休んだ日

支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×対象日

適用期間 1月1日～9月30日(入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)

必要書類など (1)被保険者用の申請書
(2)世帯主用の申請書(国民健康保険の被保険者のみ必要)

(3)事業主用の申請書
(4)医療機関を受診した場合は、受診した医療機関の申請書
(5)被保険者証(国民健康保険Ⅱ世帯主の被保険者証、後期高齢者医療Ⅱ本人の被保険者証)
(6)振込み先口座のわかるもの
(7)印鑑

申請方法 必要書類を窓口か郵送で提出する

申請先 保険・年金課(市役所本庁舎1階)、大井総合支所市民総合窓口課

国民年金保険料の免除・猶予

☎ 保険・年金課 (TEL 262・9020)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、本人の申告所得などをもとに国民年金保険料の免除・猶予を申請できます。

対象 国民年金に加入し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、免除基準相当程度まで所得低下の見込みがある人

内容 日本年金機構が審査し、全額・4分の3・半額・4分の1免除または納付猶予のいずれかを決定

適用期間 ことし2月分の保険料から適用

必要書類 (1)申請書
(2)所得の申立書
(3)簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類(令和2年2月以降の任意の1カ月分の契約解除通知書など所得見込額が分かるものの写し、事業所の業務帳簿の事業収入欄などの写し、給料明細など)

申請方法 必要書類(1)(2)を、窓口か郵送で提出する

※必要書類(3)は提出不要ですが、2年間の自宅保管が必要です。

申請先 保険・年金課(市役所本庁舎1階)、大井総合支所市民総合窓口課または川越年金事務所(〒350-1196川越市脇田本町15-13東上パールビル3階)

※免除の適用サイクルは他の被保険者と同様(7月～翌年6月)となるため、7月以降の分は再度この特例による手続きが必要です。

国税の徴収の猶予

※3ページの「共通事項」には該当しません。

☎ 川越税務署 (TEL 235・9411)

新型コロナウイルス感染症などの影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請すれば国税の納付を猶予することができます。詳しくは、国税庁ホームページ(QRコードまたはURL <https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。



感染症 予防

身の回りを清潔にしましょう

☎ 保健センター (TEL 264・8292)

■消毒

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも熱水や塩素系漂白剤が有効です。

熱水 食器などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒できます。

塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム) 濃度0.05%に薄めた上で、拭くと消毒できます。消毒後は、拭いた場所が腐食する場合がありますため、水拭きしてください。



■手洗い

石鹸やハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

◀0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方(厚生労働省資料引用)

メーカー(五十音順)	商品名	分量の例
花王	ハイター	水1ℓに25ml (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1ℓに10ml (商品付属のキャップ1/2杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水1ℓに10ml (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1ℓに10ml (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1ℓに10ml (商品付属のキャップ1/2杯)

右表は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。使用にあたっては、商品パッケージやメーカー公式サイトでの説明をご確認ください。

